

太田市文化財保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市に存する文化財の管理、復旧、継承、公開その他保存と活用を図るため、次条に規定する事業を行う者に対し、当該事業に要する経費の一部について、太田市文化財保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号。以下「県条例」という。）、太田市文化財保護条例（平成17年太田市条例第145号。以下「市条例」という。）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第2条 この要綱に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第27条、第71条第1項、第78条第1項及び第109条第1項の規定により指定された文化財（以下「国指定文化財」という。）について、国から補助金を交付される事業
- (2) 県条例第4条第1項、第23条第1項、第30条第1項及び第38条第1項の規定により指定された文化財（以下「県指定文化財」という。）について、県から補助金を交付される事業
- (3) 市条例第4条第1項、第18条第1項、第24条第1項及び第31条第1項の規定により指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の保存に必要な事業

(補助金の交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化庁で定めた「文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金要綱」及び群馬県教育委員会で定めた「群馬県文化財保存事業費補助金交付要綱」を準用し、補助対象事業に要する経費とする。

2 前項に定めるもののほか、国、県又は市の指導に基づき、補助対象事業の実施に当たり委員会等を設置して行うものについては、当該委員会等の委員等（専門的な知識を有する委員等に限る。）の報酬及び旅費に相当する経費（当該経費が市の基準額を超える場合は、市の基準額とする。）についても、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 国指定文化財に関する事業については、補助対象経費から国の補助金及び県の補助金を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。
- (2) 県指定文化財に関する事業については、補助対象経費から県の補助金を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。
- (3) 市指定文化財に関する事業については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成16年4月1日太田市制定）又は尾島町文化財保存事業補助金交付要綱（平成8年11月1日尾島町制定）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。